

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	18-1
許認可等の種類	製菓衛生師養成施設の指定			
根拠法令条例等・条項	製菓衛生師法第5条第1号、製菓衛生師法施行令第20条			
許認可等の概要	製菓衛生師養成施設の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	製菓衛生師法施行令第20条による他、別紙に掲げる製菓衛生師養成施設の指定、監督等に関する事務処理要領に定める基準による。			
基準の制定根拠	製菓衛生師法施行令第20条、製菓衛生師法施行規則第18条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	—			